

福島区役所 衛生害虫駆除業務委託 仕様書

本作業は、ゴキブリ・ハエ・蚊・ネズミ等衛生害虫の駆除及び発生防止のため、本仕様書及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づいて実施するものとする。

なお、本仕様書に記載されていないもので作業実施が必要と認められる軽微なものについても、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 名 称 福島区役所庁舎衛生害虫駆除業務

2 場 所 福島区役所庁舎（地下1階～7階 延床面積 8,735.69 平方メートル）
（詳細については別紙図面のとおりに）

3 実施回数 2回（夏季・冬季）

4 履行期限 令和9年3月31日（水）

5 作業内容

① 事前に予備調査を行い、発生場所、生息状況及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査するとともに、実施場所の配置状況等を熟知すること。予備調査箇所（1フロア2、3箇所）については、事前に本市担当職員と協議するものとする。

予備調査を行った上で病害虫の生息状況を把握し、結果について本市担当職員に報告し作業内容の調整をはかること。予備調査の結果、病害虫等の発生を確認し防除が必要な場合でも、まず薬剤を使用しない防除方法を検討すること。

② 予備調査にて害虫等の生息が確認され、薬剤を使用する場合は誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し実施すること。

6 薬剤の使用について

① 使用薬剤は、厚生労働省の認可を受けたもので次の諸点に留意し、選別すること。

ア. 安全性が高い

イ. 悪臭・刺激・汚染・引火性がない。

ウ. 抵抗性害虫にも効果がある。

エ. 可能な限り人体及び環境への影響の少ない薬剤を次の基準に沿って選択すること。

（1）殺虫剤（衛生害虫用に限る）及び殺そ剤：薬事法に規定された医薬品又は医薬部外品

（2）農薬：農薬取締法により防除対象の病害虫等及び使用対象の農作物等に適用のある登録
農薬

② 薬剤を使用する場合は使用方法及び使用上の注意事項を遵守し、その使用量を必要最小限に留めること。

③ 薬剤の誤食・接触防止を図ること。

④ 薬剤を混合して使用する場合は、危害が発生しないように注意すること。

⑤ 薬剤を噴霧する際、電話機等移動しがたいもので、直接手に触れるものについては請負業者にて養生処理すること。

⑥ 使用する薬剤は、各種法令に基づき適正に管理するものとする。

7 周辺への配慮と安全対策

薬剤を散布する場合は次の事項に留意するものとする。ただし散布以外の方法を用いる場合においても同様とする。

- ① 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。
- ② 曜日や時間帯等に配慮すること。

8 点検の実施 駆除作業実施 1 ヶ月後、点検を実施しゴキブリ・ハエ・蚊等衛生害虫の発生が認められる場合は、その都度駆除すること。

9 作業時間 本市担当職員との協議により定められた日程・時間帯による。

10 諸費用 業務用機材に関する諸費用は原則として業者負担とする。
ただし、作業に要する電気・ガス・水道代は本市負担とする。

11 諸注意 作業は安全を第一とし、作業場所等については現状復帰すること。

12 履行確認 本市担当職員の立会いにより確認を行う。

13 その他

- ・ 本仕様書に疑義がある場合は、事前に確認し内容を熟知しておくこと。
なお、契約後の疑義は本市の解釈とする。
- ・ 作業実施後、作業結果報告書を提出すること。
なお、報告書の内容については、施設名・作業日時・対象種別・作業者・使用機材・使用薬剤・作業方法・作業箇所・生息状況調査等の結果等について明記すること。
- ・ 「環境法令」を遵守し、作業の実施にあたっては廃棄物の処理等万全を期すこと。
- ・ 「大阪市の施設等における薬剤の適正使用に関する基本指針」を遵守すること。

14 仕様書に関する問い合わせ先

大阪市福島区役所企画総務課（総務）

担当：植田

所在地：〒553-8501 大阪市福島区 1 丁目 8 番 1 号 大阪市福島区役所 4F

電話：06-6464-9625 FAX：06-6462-0792

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先 06-6464-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。